

第122回 佐用町議会[定例]会議録 (第1日)

令和7月9月1日(月曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き む ん	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
職員職氏名				
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 逸 典 章	教 育 長	大 森 一 繁
	総 務 課 長	笛 谷 一 博	情 報 政 策 課 長	時 政 典 孝
	企 画 防 災 課 長	大 下 順 世	税 务 課 長	大 上 崇
	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎	健 康 福 祉 課 長	間 嶋 節 夫
	高 年 介 護 課 長	山 崎 二 郎	農 林 振 興 課 長	井 土 達 也
	商 工 觀 光 課 長	諏 訪 弘	建 設 課 長	平 井 誠 悟
	上 下 水 道 課 長	古 市 宏 和	上 月 支 所 長	大 上 千 佳
	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘	三 日 月 支 所 長	稻 田 俊 美
	会 計 課 長	森 田 和 樹	教 育 課 長	三 浦 秀 忠
	生 涯 学 習 課 長	高 見 浩 樹	代 表 監 査 委 員	中 井 幹 夫
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5. 報告第 5 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 6. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 7. 報告第 7 号 株式会社元気工房さようの事業報告について
- 日程第 8. 議案第 59 号 財産の取得について（内部情報系及び水道料金システム機器 一式）
- 日程第 9. 議案第 60 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 10. 議案第 61 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11. 議案第 62 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 63 号 佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 64 号 佐用町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14. 議案第 65 号 令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 15. 議案第 66 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 16. 議案第 67 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 17. 議案第 68 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 18. 議案第 69 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 19. 議案第 70 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 20. 議案第 71 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 21. 議案第 72 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 22. 認定第 1 号 令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23. 認定第 2 号 令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24. 認定第 3 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25. 認定第 4 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 5 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 6 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 7 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 8 号 令和 6 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 9 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 10 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 32. 決算審査報告について
- 日程第 33. 同意第 3 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて
- 日程第 34. 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 35. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 36. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 37. 委員会付託について

午前09時30分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第122回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそらくご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

9月に入りました。朝晩は若干落ち着いたとは言え、例年にも増して、厳しい残暑が続いているります。残暑と言うよりは、真夏の酷暑が、そのまま継続しているような気候でございます。

昨年から続く米不足、米価の高騰でございますが、今年の収穫に関しても高温による障害の心配の声が各地から聞こえてまいります。

また、今朝も、いろんな方とお話をしたんですけども、今後の秋野菜、冬野菜の定植に関しましても、いろいろな心配をされております。加えて、作業をされる皆様方のご負担も大きいようです。

天気予報では、この猛暑も残暑も、もうしばらく続くようですが、早く落ち着いてもらいたいと願うばかりでございます。

議員の皆様、当局の皆様におかれましても、夏の疲れがたまっている時期だとは思いますが、しっかりと体調管理をされ、本定例会に臨んでいただきますよう、お願い申し上げます。

9月定例会は、令和6年度の決算認定を中心に審議をしていただきます。活発な質疑がされることをお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

さて、今期定例会には、報告4件、令和7年度一般会計補正予算などの議案14件、令和6年度各会計等決算の認定10件、同意1件、選挙1件の合計30件が付議されております。

議員各位には、慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につき、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の挨拶といたします。

庵治町長より、挨拶を受けたいと思います。庵治町長。

町長（庵治典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

暑い中、本当に御苦労さまです。今日、9月1日は、防災の日であります。今年は、今、議長、ご挨拶のありましたように、異常な猛暑が続いておりますが、今のところ、大きな台風の接近もなく、また、大雨等による災害も発生をしておりません。これから、まだまだ、この暑さが続くようですし、台風についても、最近は、日本の近海で発生をして、すぐに上陸するというような、そんな台風が生まれておまりまして、まだまだ、油断ができないとは思いますけれども、暑さが続いたとしても、こうして、大きな災害のない、また、1年で終わってほしいなということを願っております。

今日、1日から子供たちも新学期、2学期が始まりました。夏休み中、教育長からの報告では、特に、子供たち、大きな事故もなく、非常に元気に過ごしてくれたということであります。

暑い中ですけれども、田んぼのほうにおいても稻刈りが、あちこちで始まっております。この暑さと、また、水不足ということで、今年の出来が非常に心配されましたけれども、今のところ、稻刈りをされた方からの話を聞きますと、結構、品質もいいし、量も、今、それなりに多いということで、ある意味では豊作の年になるのではないかということで、期待しております。

米の価格も、今年は既に、農協の仮払い、また、米屋さんのほうの、既に、契約等ができていて、この30キロ、1万4,000円、1万5,000円、6,000円というような、そういう価格に、当然、なるのではないかなと思います。

農家にとっては、久しぶりに、ある程度、暑い中、大変な思いをした米が高く売れるということで、これはこれで、明るい、ある意味では話題となりますけれど、ただ、これも来年の価格、今年、それで、しっかりと販売ができる、米不足という中ではないですけれども、米の需要、自給がバランスが取れればいいんですけれども、そこらあたりが、非常に米政策、難しいのではないかなということを、まず、心配をするところであります。

さて、今議会、私にとりましては、最後の議会となります。今議会が第122回という定期例会となっておりますけれども、私も旧町から数えますと150回以上のこうした議会に臨んできたというふうに思います。

最後の1回となりますので、ある意味では、最後まで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今議会におきましては、議長、ご挨拶ありましたように、令和6年度の決算の認定が主な議題となっております。令和6年度の決算につきましては、監査委員の方々に、1年間の総決算を監査をいただきまして、この後、後ほど、代表監査委員のほうから、また、報告をしていただきますけれども、合併20年という1つの節目を迎える中で、合併の1つの最後の仕上げということも含めて、かなり大型の大きな事業も行ってまいりました。

ただ、決算の状況につきましては、後ほど、そうして、監査委員のほうからご報告いただきますけれども、財務指標的には、非常に安定した良好な決算となっております。

また、令和6年度のそうした事業内容、いろいろにつきましては、十分、ご審議をいただき、また、決算の認定をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本当に、まだ、これから、この暑さ、ちょっと、今週の中ぐらいから少し収まるような天気予報にはなっておりませんけれど、まだ、9月、10月ぐらいまでは、非常に急に暑くなったりというような天気が続くようですけれども、議員の皆さん方、お互いに体調管理、十分、ご留意いただきまして、元気に、また、この議会の活動について、また、この本議会が最後まで全て完了できますように、よろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第122回佐用町議会定期例会を開会します。

本期定期例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、教育長、各課長、各支所長及び代表監査委員であります。

なお、本日、児玉雅善議員より早退の届出があり、受理しておりますので、報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。6番、金澤孝良議員。7番、児玉雅善議員。

以上、両議員にお願いします。

日程第2. 会期決定の件

議長（千種和英君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月1日から9月24日までの24日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月1日から9月24日までの24日間と決定しました。

日程第3. 行政報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第3、行政報告であります。報告事項がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

議長（千種和英君） この際、申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思います。よって、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第4. 報告第4号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（千種和英君） それでは、日程第4、報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。
庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げますが、標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、健全化判断比率算出の際の分母となります。令和6年度の数値は84億7,061万4,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が1,855万4,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率でございますが、一般会計等の実質収支は1億714万円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、1.1%でございます。これは、公債費及び公債費に準じた経費の財政負担の度合いを示すもので、令和4年度3.3%、令和5年度2.9%、令和6年度がマイナス2.7%であり、この3年間の平均値となっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか普通会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、前年度より数値が改善し、将来負担比率はマイナス159.7%となり、比率は算定されません。

以上のとおり、4指標すべてが基準内の比率であり、健全な財政状況を維持しております。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、報告を申し上げました。

議長（千種和英君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君）

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第5．報告第5号 放棄した債権の報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第5、報告第5号、放棄した債権の報告について、町長から報告があります。

庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） ただ今、上程をいただきました報告第5号、放棄した債権の報告につきまして、ご報告申し上げます。

令和6年度に佐用町債権管理条例第16条の規定に基づきまして11件、69万9,565円の債権を放棄いたしました。

放棄した債権及び放棄理由は、簡易水道事業会計の水道使用料が10件で60万4,875円、放棄理由は、4件が「限定承認」によるもの、1件が「破産免責」によるもの、3件が「徵収停止後の期間経過」によるもの、また、2件が「生活困窮」によるものでございます。

個別排水処理施設使用料が1件で9万4,690円、放棄理由は「破産免責」によるものでございます。

今回、報告申し上げます債権放棄につきましては、債権管理条例に基づくものであり、そのほか、町税など時効の完成などに伴って不納欠損処理を行っており、その中身につきましては、決算成果説明資料のとおりでございます。

以上、報告を申し上げました。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（千種和英君） 続いて、日程第6、報告第6号、教育に関する事務の管理、及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。
大森教育長。

[教育長 大森一繁君 登壇]

教育長（大森一繁君） ただ今、上程いただきました報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を提出いたします。

この報告は、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について自ら点検・評価を行い、その結果を議会に報告するもので、今回は令和6年度の実績について、別添報告書のとおり取りまとめたものです。

評価にあたっては、第3期佐用町教育振興基本計画に基づき、3つの基本方針に関わる13の基本的方向および35の施策について、採点方式で実施いたしました。

具体的には、各小中学校、健康福祉課、生涯学習課、教育課がそれぞれの担当施策に対し、4点から1点で自己評価を行い、その点を100点満点に換算したものを、A・B・C・Dの4段階評価に置き換えております。

評価基準につきましては、報告書7ページ上段に記載のとおりです。

90点以上を「A評価：目標を上回った」。70点以上89点以下を「B評価：ほぼ目標どおりだった」。50点以上69点以下を「C評価：目標をやや下回った」。49点以下を「D評価：目標を大きく下回った」としております。

このように、例年と同様の実績であれば概ねB評価となりますが、1点差で評価が上下する場合もあるため、評価結果はあくまで傾向としてご覧いただければと存じます。

また、7ページ下段には、今回の評価結果の総括を記載しております。35項目の施策評価では、A評価が3項目、B評価が31項目、C評価が1項目で、D評価はありませんでした。

各施策には複数の主な取組が設定されており、それぞれの取組の点数を積み上げた合計が、施策の全体の評価となっております。

それでは、昨年度から評価に変動があった項目について、説明いたします。
11ページをご覧ください。

(4) 特別支援教育の推進のうち、①連続性のある多様な学びの充実は、昨年度のB評価からA評価へと上がっておりました。この要因としては、特別支援教育の推進にあたり、弱視学級の導入に際して生徒への周知活動が行われ、弱視学級に在籍する生徒が全校生徒に対して、「視界がどのように見えるか」などについて説明したことでの理解が深

またことが挙げられます。また、通級指導等において支援が必要な児童に関する情報や指導計画を教職員間で共有し、計画的に取り組む体制が整備されたことなどが挙げられます。こうした新たな取組により、当初の目標を上回る成果が得られたと評価されています。

各項目については、担当課が自己分析した成果と課題に加え、3名の外部有識者による評価意見もいただいております。

この毎年の評価は、単に点数を重視するものではなく、各事業の取組を振り返り、成果と課題を整理する機会となっており、より効果的で充実した教育振興に資するものと考えております。

なお、本報告書は町ホームページ等でも公開し、広く町民の皆様にもご覧いただけるようにしております。

以上、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告とさせていただきます。

議長（千種和英君） 以上で教育長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで、本案件についての質疑を終結します。

日程第7．報告第7号 株式会社元気工房さようの事業報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第7、報告第7号、株式会社元気工房さようの事業報告について、町長より報告があります。

庵治町長。

[町長 庵治典章君 登壇]

町長（庵治典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第7号、株式会社元気工房さようの事業報告につきまして、ご報告申し上げます。

株式会社元気工房さようの令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画については、お配りしております、株式会社元気工房さよう経営状況報告書のとおりでございます。

なお、決算事業年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。

令和6年度の年間利用者数は12万7,000人で、前年度から22%もの大幅な増加となっており、直売所のリニューアルの成果が十分に出ているものと思われます。

決算内容でございますが、売上高は前年度から4,000万円増の約2億6,000万円でございますが、リニューアル事業に伴う工事費や新規事業の補助金及び売掛金に未収金があったため、売上原価など経費を差し引いた営業利益は800万円余りの赤字となっております。赤字の要因といたしましては、米や燃料等の原材料の物価高騰や、最低賃金の引上げによる人件費の増加が、収益率を低下させる主要な要因であるというふうに分析をしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ、完全な工事が終わっておりません。そういう中で、仮の駐車場の整備とか、特に必要な緊急の厨房機器の導入、また、未収金、こういうものが生じておりますので、まだ、1年間を通じた通常の決算の形はできておりま

せんので、何とか、通常経営的には、黒字の経営になるように頑張っているところであります。

町といたしましては、「元気工房さよう」の安定経営のために、農産物の出荷の拡大を生産者に向けて呼びかけ、出荷品目や出荷量の増大に向けて取り組んで行くとともに、今年度は、既にご報告しておりますとおり、新たに「みそ加工所」と「惣菜等加工所」が稼働をはじめ、近日中に駐車場整備も完了し、3年間で計画した整備事業の全てが完了いたしましたので、これから佐用町の「農業や観光の活性化の拠点施設」として、「元気工房さよう」の運営について、工房の社員と共に取り組み、黒字化を目指してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきますようにお願い申し上げたいと思います。

以上、報告といたします。

議長（千種和英君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[森脇君 挙手]

2番（森脇裕和君） あと、ちょっと、2、3教えていただきたいんですけども、まず、1つ目が、これ何かな決算書の損益計算書のところの5番の損益計算書のところの5番の法人税・住民税等のところ「△72,000」とあるんやけど、これって、「△」って要るんかなというのが1つ。これ計算したら、多分、三角って、もらえるということ違うかな。で、どうなっておるんかなと、ちょっとお願いします。

議長（千種和英君） ちょっと、待ってくださいね。

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

ちょっと、内容について、正式な損益計算書で確認しますと、7万2,000円というふうにはなってございますが、確かに、こここの三角がついてございますので、ちょっと、これ確認させてください。直ちに、答弁できかねます。申し訳ございません。以上でございます。

議長（千種和英君） 暫時休憩いたします。

午前09時56分 休憩
午前10時09分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

井土農林振興課長の答弁を求めます。井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほど、会社のほうに確認させていただいて、その中で、法人税は7万2,000円支払っておるということでございます。

この令和6年度の決算書の(2)の損益計算書の表現の仕方なんですけども、数字の頭に三

角つけてございます。こちら、基本的にそれぞれの項目の中では支払い分という意味で三角をつけております。要は、損益の損失のほうですね。整数のほうが収入ということになっていまして、その中で、4番の税引前当期利益が、ここが小計のような欄になってまいりますけども、ここがマイナスの八百何がしになるというのと、記号が一緒なので、内容が違う上に、ちょっと表現が、記号が一緒になっておるので、ちょっと、見にくくなつておるというふうになつてございます。なので、法人税・住民税につきましては7万2,000円の支払いがあったということでございますので、そうすると、その次のページの事業計画のほうの、その表現も、ちょっと一致しない部分がございますので、ここは改めて修正させていただいて、再度、お配りさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。失礼いたしました。

議長（千種和英君）　　この件につきましては、報告でございますので、再度修正をした報告書を出していただき、そこで報告を受けたいと思いますが、それでご了解いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君）　　それでは、ほかにはございませんか。
　　そしたら、次回の報告の時に、次していただいてよろしいですか。

〔森脇君　挙手〕

議長（千種和英君）　　まだ、今のところで、はい、じゃあ、森脇議員。

2番（森脇裕和君）　　そしたら、あと、もう1つ、この売上げについて、報告書で言うたら、令和6年度は2億6,000万円ぐらいかな。で、令和7年度、今年度、3月31日までのやつが、2億8,000万円、2,000万円売上げが増える予定になっていますけども、増えとんやけども、原価とか販売費及び一般管理費とか、そのまま同じなんやけど、これって、報告のとこに書いてあった8%の価格改定とあるから、この値上げだけで、この金額、ちょうど8%ぐらいなんやけど、2,000万円だったら、値上げで対応しておるということなんでしょうか。お願ひします。

委員長（平岡きぬゑ君）　　井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）　　確かに、議員おっしゃるとおり、非常に物価高とかで原価がかなり上がってきてています。

　　それと、人件費も上がっておりますので、その経費のほうが非常に膨らんでおります。なので、どうしても販売価格を上げざるを得ないという中で、価格据え置きの場合は、例えば、内容量を、ちょっと、減らさせていただくとか、そういうところの実質値上げも含めて、いろいろと検討していただいております。

　　経費は、できるだけ現状のまま抑えてということで、目標数値として、こちら上げさせていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（千種和英君）　　よろしいですか。

[森脇君 挙手]

議長（千種和英君） はい、森脇議員。

2番（森脇裕和君） もう1つ最後、この損益計算書の目標のほうね、令和8年3月31日、この営業外収益850万円とあるんですけど、この1つ営業外収益の中に、指定管理料とかが入っておるのかどうかが1つと、あと、そしたら、多分、700万円ぐらいだと思うんですけども、これに、さっき説明があった未収金330万円と160万円、これが今期にプラスに計上できる見込みと書いておるから、その分だけでも490万円ぐらいあるから、その850万円のとこ、本来、計算でこの報告の説明からいたら1,200万円ぐらいになるやけど、どうなのかな、教えてください。

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 議員ご指摘のとおりでございます。こちらの営業外収益のところには、先ほど、町長、最初の報告で申し上げました補助金の未収金であったり、指定管理料が含まれております。

指定管理料も毎年度、ほぼほぼ同額を支給しておるわけなんですけども、やはり、会社としては、指定管理料なくって運営できるということを目標に掲げていただいております。

ただ、すぐにゼロになるほどの営業利益は出ないので、ただ、営業利益を出すということを目標に指定管理料を少しでも減らしていくこうというふうにおっしゃっていただいておりますので、そこで一部、目標数値として、指定管理料を少し減らして計上しておることでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結しますが、再度、訂正した報告書を出していただいて、皆さんに確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第8．議案第59号 財産の取得について（内部情報系及び水道料金システム機器一式）

議長（千種和英君） 次にまいります。続いて、日程第8、議案第59号、財産の取得について、内部情報系及び水道料金システム機器一式を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第59号、財産の取得、内部情報系及び水道料金システム機器一式につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、運用中の内部情報システム（財務会計システム、人事給与システム、勤怠管理システム）は、まもなく導入から5年が経過し、本年度で保守期限の満了を迎えます。

また、「水道料金システム」については、現在、業務データを株式会社日立システムズが運営するデータセンターに保管しておりますが、国のシステム標準化施策の影響により、当該データセンターが本年度中に閉鎖されることが決定されたため、システム移行の必要性が生じております。

こうした状況を受け、町ではこのたび、新たに内部情報系及び水道料金システムを一体的に再構築し、経年劣化等に伴うシステム機器の故障や、不測の事態による業務の停止に備えるとともに、引き続いて安定した住民サービスの提供と、庁内業務の効率化につなげたいというふうに考えております。

調達内容といたしましては、ハードウェアとして各種サーバ、U P S、パソコン、プリンタ、O C R 装置及び周辺機器一式、ソフトウェアとして各サーバ機器ライセンス及び保守サポート、各システム用ソフトウェア一式でございます。

調達先でございますが、本システム機器の導入にあたっては、本町のネットワーク及びシステム環境に精通した者以外では正常な動作を得られないおそれがあるため、現行のシステムベンダーでもあり、本町との取引実績が豊富で、かつ業務履行の確実性に優れる事業者と特命随意契約をいたしております。

契約金額は、4,132 万 8,100 円。うち、消費税及び地方消費税額は 375 万 7,100 円であります。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号、株式会社日立システムズ関西支社支社長、藤井秀也（ふじい ひでや）氏に決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日、即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[大村君 挙手]

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） ありがとうございます。

ガバメントクラウドへの移行に関わるものだというふうな説明を、今、お伺いしましたけれども、これに関する移行の費用ですね、移行の費用は、デジタル基盤改革支援補助金ですかね、そういったものが出てるというようなことになっているとは思うんですけども、非常の負担に関しては、そういうような補助金とか、そういったようなものを、どれぐらい受けられるのかなということについて、お伺いできればと思います。

[情報政策課長 挙手]

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） お答えさせていただきます。

今回、計上させていただいております、この 4,100 万円に関しましては、議員おっしゃ

ったガバクラ移行への目的とは、かなり違うものではございまして、これまでも佐用町単独で支払ったものでございまして、そういった国からの援助は受けられないものでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） ちょっと、苦手なことなんですけれど、先ほどの議員の質疑にもありましたランニングコストの負担とかが、現在行われているシステムよりも増えていくという、国のその制度に、システムしていく移行の段階で財政負担が自治体に大きく増えたんだというような指摘が国会の質疑、この法律ができる時に指摘がありました。そういう点で、自治体として、負担が増えること、それから、国のシステムに移行していく中で、佐用町独自のいろいろな施策に支障を来すようなことはないのか、その点、制度ができる時に指摘があったので、具体的なこのものですから、ちょっと、その点、伺いたいと思います。それが1つ。

もう1つは、内部情報系及び水道料金システム機器ということで、その水道料金は別扱いのような表現になっているんですが、そのへんも含めて、今回の財産取得の内容について、分かりやすく説明してください。

[情報政策課長 挙手]

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） まず、最初のご質疑の佐用町の財政負担、それから運用に関して増えていくんじゃないかというご指摘なんですけれども、議員がおっしゃったことに関しては、まさに、そういうような議論がなされているところであります、こちらは基幹システムに関する運用のことでございまして、これに関しては、国が独自にと言いますか、国の移行で、佐用町もそれに乗っかって、ガバメントクラウドに基幹データを移行していくこうということでございますので、そのあたりは国の援助を受けないといけないというふうに認識しております。

こちらにつきましては、これから、発生する費用について、周りの市町とも連携しながら、佐用町に負担が増えないような方向で要望は、現在もしております、幾つか、今年度に関しましてもかなってきている部分もございます。それで、引き続き、そういうことがないように、佐用町の財政負担が増えることのないように注視しながら取り組んでいきたいと思っております。

もう1つの水道料金のシステムだけ、ちょっと別扱いで説明があたつということなんですけれども、ちょっと、議員の説明に、正確にお答えできるかどうか分からんんですけども、町長が申しました、答弁の内容に関しては、別扱いで説明させていたしました理由としては、財務会計システムに関しては、ほか3つの総務課が持っているシステムに関しては、今年度で保守期限が切れるものでございます。同じ、佐用町の、今の庁舎内にサーバがございます。

水道料金システムに関しましては、これまで基幹データと一緒に日立が管理しておりますのですから、千里のデータセンターにサーバがございました。それで、基幹データに関しましては、ガバクラに動きますので、ガバクラに関するサーバが全部なくなってしまうわけです。日立のほうとしましては、ほかのいろんなサーバがなくなりますので閉めたいという意向が、今年度中にございまして、そうしましたら水道料金のシステムはどうするのかということになりますので、水道料金のシステムに関しましては、来年度保守期限が切れるタイミングだったんですけれども、今年度に合わせて一緒に仕事をすることで、そういう面で経費を削減しようといったアイデアが生まれまして、今年度計上させていただいております。

ですので、水道料金に関しましては、繰り返しになりますけれども、千里にあったデータサーバを、こちらに動かすという仕事が今年度やるということで、日立と契約しましてやるんですけれども、今、上げておりますシステム全部が日立と契約しておりますので、一括して情報政策課が対応しているものでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今の説明の中で、水道料金のシステムが、千里、大阪にある会社のところにあるので、それは、こちらに移行するというのは、役場に帰ってくる、ちょっと、そこのところが、それが、だからどうなんだということになりますけど、ちょっと、そのへんもお願いできますか。

[情報政策課長 挙手]

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） 今、平岡議員がおっしゃったとおり、今は、サーバーが大阪の千里にデータサーバがございまして、それを佐用町からアクセスしているものを、佐用町の庁舎内にサーバを置き換えるという作業になります。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

[大村君 挙手]

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1番（大村 隼君） 確認だけなんですけど、つまり、ガバメントクラウドの移行に伴って、日立は、そのデータセンターを辞めたいということだと思うんですよね。それで、閉鎖をする。それで、ほかのガバメントクラウド関連ではない町内のシステムのデータセンターを移行する必要が出て、それに対してお金を出すから、これはガバメントクラウドへの移行費用には当たらないというふうな認識で間違いないでしょうか。それだけ、ちょつ

と、最後、確認させていただきたいと思います。

[情報政策課長 挙手]

議長（千種和英君） 時政情報政策課長。

情報政策課長（時政典孝君） ガバメントクラウドに関しましては、基幹データ、税データ、それから町民の住民データが全国一斉に動くというものでございまして、それ以外のシステムに関しましては、それぞれの市町で、このシステムは導入する。このシステムは手書きでやろうというようなことでやっております関係で、佐用町に関して、今回、上げさせてもらうサーバに関しては、佐用町独自でやっているものでございまして、最初のご質問にございましたように、国の援助を受けているものではございません。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 59 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 59 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9．議案第 60 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 9、議案第 60 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵造町長。

[町長 庵造典章君 登壇]

町長（庵造典章君） それでは、議案第 60 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

令和 6 年度佐用町下水道事業会計剰余金処分計算書をご覧いただきたいと思います。

佐用町簡易水道事業及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例におきまして、利益剰余金の 20 分の 1 を減債積立金又は利益積立金に積み立てこととなってございますが、議会の議決を経た場合につきましては、全額を減債積立金に積み立てすることができます。この減債積立金は、起債の償還に要する資金にあてるができるものでございます。

利益剰余金当年度末残高 1 億 9,902 万 6,811 円を全額「減債積立金」に積み立てるもので、処分後残高利益剰余金はゼロでございます。この「減債積立金」1 億 9,902 万 6,811 円は、議決いただいた後に令和 7 年度「減債積立金」に組み換えとなるものでございます。

以上、令和 6 年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日、即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 60 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 60 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 61 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11. 議案第 62 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 10 に入ります。

日程第 10 及び、日程第 11 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10、議案第 61 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第 11、議案第 62 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題とします。

議案第 61 号及び議案第 62 号について、当局の説明を求めます。庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵澄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第61号及び議案第62号は一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、出生時及び育児期における仕事と育児の両立支援制度等を周知し、制度の利用等について意向を確認し、両立が困難となる状況の改善に資する事項に関する意向を確認することについて条例に規定する等の改正でございます。

続きまして、議案第62号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

この条例改正につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業の取得パターンが多様化されたことに伴い、現行の「勤務時間の始め又は終わり」に、1日につき2時間を超えない範囲内で取得できるとされていた部分休業を、勤務時間中であればいつでも取得できることとして、「第1号部分休業」とし、新たに「第2号部分休業」として1年につき10日相当の範囲で休業できることとする規定を新設するものでございます。

第1号部分休業の取得単位は30分ですが、第2号部分休業の取得単位は1時間とし、さらに柔軟な働き方ができるような改正となっております。

以上、議案第61号及び第62号につきまして、ご説明申し上げましたとおり、ご承認を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、議案第61号及び議案第62号については、本日、即決とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

まず、日程第10、議案第61号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第61号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第61号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されま

した。

次に、日程第 11、議案第 62 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 63 号 佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 12、議案第 63 号、佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、佐用町農産物処理加工施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、令和 5 年度より計画的に進めてまいりました、味わいの里三日月の直売所の改修や、みそ・総菜等の加工場の新設工事の完成、それに伴い福吉地内の中月地域特産物処理加工施設が廃止されることによる改正でございます。

なお、施設の運営形態の変更に伴い、貸館業務を廃止する改正でございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日、即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第63号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第63号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第64号 佐用町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第13、議案第64号、佐用町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵治町長。

[町長 庵治典章君 登壇]

町長（庵治典章君） ただ今、上程いただきました議案第64号、佐用町火入れに関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。
今回の改正は、条例中の誤字の訂正及び「気象庁予報警報規程」の一部改正に伴い、「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものでございます。
以上の改正でありますので、よろしくお願ひいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日、即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） あの、しょうもない話やけど、火入れって何だったかな。ちょっと、ネットでこう見よう思ったけど、よう出てこえへんし、これ何だったかな思ったりして。
これ何ですかね。

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

いわゆる山焼きとか、焼き畑をしたりするという時に、比較的広い範囲で燃焼させるという行為のことでございます。以上です。

[山本君 挙手]

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12番（山本幹雄君） ということは、これは行政がする場合ということ？町民がする場合の
いう話なん？

[農林振興課長 挙手]

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 行政が直接ということは、まず、可能性ないことはないんです
けども、あまりないと思っております。

住民さんの方が火入れ行われる時に、予め、届出をしていただいたら、そういった規定
が、この条例の中にございます。以上です。

12番（山本幹雄君） 了解。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第64号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第64号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されま
した。

日程第14. 議案第65号 令和7年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）について

日程第15. 議案第66号 令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）につ
いて

日程第16. 議案第67号 令和7年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）につ
いて

日程第17. 議案第68号 令和7年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）について

- 日程第 18. 議案第 69 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 19. 議案第 70 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 20. 議案第 71 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 2 号）について
- 日程第 21. 議案第 72 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 14 に入ります。

日程第 14 から日程第 21 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 14、議案第 65 号、令和 7 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてから、日程第 21、議案第 72 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてまでの 8 件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逾町長。

[町長 庵逾典章君 登壇]

町長（庵逾典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 65 号から議案第 72 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 65 号、佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）から説明をいたします。

今回の補正是、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 122 万 9,000 円を追加し、総額を 132 億 5,362 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

地方特例交付金につきましては、個人住民税減収補填特例交付金の交付額の決定に伴って、60 万 7,000 円を減額いたしております。

地方交付税につきましては、同様に普通交付税の交付額が決定し、1 億 2,372 万 6,000 円の増額でございます。

分担金及び負担金につきましては、分担金 120 万円の増額で、土地改良事業等分担金の増でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金が 1,207 万 2,000 円の増額で、国から追加配分があった地方創生臨時交付金などを追加計上いたしております。

県支出金につきましては、868 万円の増額。うち、県補助金は 762 万 3,000 円の増額で、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の増額などによるものでございます。

委託金は、105 万 7,000 円の増額で、国勢調査市町交付金の内示によるものでございます。

繰入金につきましては、1 億 1,211 万 9,000 円の減額で、財政調整基金を積み戻しをいたしております。

繰越金につきましては、4,713 万 8,000 円の増額で、令和 6 年度からの繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 63 万 9,000 円の増額で、令和 6 年度の県補助金不足分に係る過年度収入などを計上しております。

町債につきましては、2,050 万円の増額で、佐用クリーンセンター最終処分場修繕工事

の財源変更のほか、道路長寿命化事業及び河川整備事業の追加に伴う財源として、緊急自然災害防止対策事業債などを増額いたしております。

次に、歳出について、説明をいたします。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略いたします。

なお、特別会計につきましても同様でございます。

まず、議会費につきましては、95万9,000円の増額で、人件費の補正でございます。

総務費につきましては、704万6,000円の増額。うち、総務管理費は67万5,000円の減額で、人件費を減額する一方、地方創生臨時交付金を活用した水道料金減免事業として、簡易水道事業会計への繰出金を増額いたしております。徴税費は188万8,000円の増額。戸籍住民登録費は489万7,000円の増額で、いずれも人件費の補正でございます。統計調査費は93万6,000円の増額で、統計調査の実施に伴う報酬などを追加計上いたしております。

民生費につきましては、1,336万円の増額。うち、社会福祉費は657万4,000円の減額で、人件費の補正に伴い介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金を調整しているほか、令和6年度の国県補助金精算による返還金などを計上いたしております。児童福祉費は1,980万4,000円の増額で、人件費や返還金などによるものでございます。国民年金事務取扱費は13万円の増額でございます。

衛生費につきましては、898万7,000円の増額。うち、保健衛生費は453万6,000円の増額、清掃費は445万1,000円の増額でございます。

農林水産業費につきましては、1,918万6,000円の増額。うち、農業費は938万7,000円の増額、味わいの里三日月における既存加工所の除却・駐車場整備事業費などを追加計上いたしております。林業費は979万9,000円の増額で、有害鳥獣駆除活動補助金などを増額いたしております。

商工費につきましては303万円の増額で、西はりま天文台公園特別会計や笹ヶ丘荘特別会計への繰出金を増額いたしております。

土木費につきましては、2,265万1,000円の増額でございます。うち、土木管理費は76万8,000円の増額。道路橋梁費は1,556万円の増額で、道路維持事業の工事費を追加計上いたしております。河川費は500万円の増額で、河川整備事業の工事費を追加計上いたしております。住宅費は132万3,000円の増額でございます。

消防費につきましては、112万円の増額で、Jアラート受信機更新委託料を新たに計上いたします。

教育費につきましては、2,489万円の増額でございます。うち、教育総務費は405万1,000円の減額。小学校費は523万2,000円の増額。中学校費は178万3,000円の増額。社会教育費は1,269万1,000円の増額で、利神城跡二の丸石垣の崩落に伴う緊急対応と現況記録作成費用などを計上いたしております。

保健体育費は、923万5,000円の増額でございます。

次に、地方債の変更につきまして、第2表、地方債補正により、説明をさせていただきます。

変更となります過疎地域持続的発展事業、道路長寿命化事業、河川整備事業、消防施設設備整備事業につきましては、事業費の増額等に対応いたしまして、地方債の限度額を設定、また、地方債の組換え等を行っております。

以上で、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第66号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 584 万 2,000 円を追加し、総額を 19 億 8,815 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。

繰入金につきましては、408 万 5,000 円の減額。うち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を 23 万 7,000 円減額しております。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を 384 万 8,000 円減額いたしております。

繰越金につきましては、992 万 7,000 円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出についてであります、総務費につきましては、総務管理費 13 万 7,000 円の増額で、人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、570 万 5,000 円の増額で、前年度の保険給付費等交付金の実績に基づく返還金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 67 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 243 万 7,000 円を追加し、総額を 3 億 7,607 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたしますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金を 59 万 3,000 円増額いたしております。

繰越金につきましては、184 万 4,000 円の増額で、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出について、説明をいたします。

総務費につきましては、総務管理費 59 万 3,000 円の増額で、人件費の補正でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、178 万 1,000 円の増額で、過年度分の保険料負担金でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 6 万 3,000 円の増額でございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 68 号、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,883 万 4,000 円を追加し、総額を 30 億 3,790 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入から説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、5,378 万 2,000 円の増額でございます。うち、一般会計繰入金は 384 万 9,000 円の減額でございます。基金繰入金は 5,763 万 1,000 円の増額で、保険給付費及び地域支援事業費の過年度精算による、国庫負担金、県負担金などの返還金に伴い、繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、505 万 2,000 円の増額で、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、総務管理費につきましては 384 万 9,000 円の減額で、主に人件費の補正でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 6,268 万 3,000 円の増額で、過年度精算による返還金に伴う増額でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 69 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 9 万 5,000 円を減額し、総額を 1 億 2,202 万 6,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でありますと、繰入金につきましては、一般会計繰入金を 349 万 5,000 円増額いたしております。

繰越金につきましては、63 万 6,000 円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

諸収入につきましては、雑入 422 万 6,000 円の減額で、天文台公園運営委託金の減額でございます。

次に、歳出についてでありますと、教育費につきましては、社会教育費 41 万 3,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、基金費 31 万 8,000 円の増額でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 70 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正是、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 170 万 9,000 円を追加し、総額を 1 億 3,546 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金 170 万 9,000 円の増額でございます。

次に、歳出についてでありますと、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 170 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、冷凍庫の修繕や誘導灯の取り換え、本館トイレの電気温水器の取り換えなど突発的な修繕が発生したことにより、修繕料などを追加計上いたしております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 71 号、佐用町簡易道事業会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的収入より説明をいたしますが、予算書 1 ページ、第 2 条第 1 款、簡易水道事業収益の第 1 項、営業収益を 2,887 万 6,000 円減額、第 2 項、営業外収益を 2,863 万 6,000 円増額し、簡易水道事業収益の総額を 7 億 3,580 万 5,000 円に改めるものでございます。

これは、地方創生臨時交付金事業により、物価高騰の影響を受けている町民や企業等に対し、水道料金 2 か月分、令和 7 年 12 月、令和 8 年 1 月請求分の追加減免によるもの及び人件費の補正による減額でございます。

次に、収益的支出を説明いたします。

第 2 条、第 2 款、簡易水道事業費用の第 1 項、営業費用を 8 万 5,000 円増額し、簡易水道事業費用の総額を 8 億 1,294 万 1,000 円に改めるもので、人件費の補正による増額でございます。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を 1 億 4,133 万円、過年度分損益勘定内部留保資金を 1 億 4,133 万円に改めるものでございます。

次に、資本的収入を説明いたします。

第 3 条、第 3 款、資本的収入の第 9 項、他会計補助金を 24 万円増額し、資本的収入の総額を 6 億 7,190 万 3,000 円に改めるもので、人件費の補正による増額でございます。

次に、資本的支出を説明いたします。

第 3 条、第 4 款、資本的支出の第 1 項、建設改良費を 53 万 3,000 円増額し、資本的支出の総額を 8 億 1,323 万 3,000 円に改めるもので、人件費の補正による増額でございます。

次に、予算書の 2 ページをご覧いただきたいと思います。

第 4 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を説明させていただきま

す。

職員給与費で、61万8,000円を増額し、3,645万3,000円に改めるものでございます。次に、第5条の他会計からの補助金を、説明をさせていただきます。

物価高騰対策として、5,913万1,000円を8,800万7,000円に改めるものでございます。

以上、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第2号）の提案説明とさせていただきます。

次、最後に、議案第72号、佐用町下水道事業会計補正予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、収益的支出より、説明をさせていただきます。予算書1ページ、第2条、第2款、下水道事業費用の第1項、営業費用を82万5,000円増額し、下水道事業費用の総額を11億906万7,000円に改めるもので、人件費の補正による増額でございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出についての説明をいたします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億7,327万9,000円は、引継現金3億2,766万9,000円、過年度分損益勘定内部留保資金318万6,000円、当年度損益勘定留保資金2億8,207万3,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,128万1,000円、減債積立金2,907万円で補填するものとするように改めるものでございます。

次に、資本的支出を説明させていただきます。

第3条、第4款、資本的支出の第1項、建設改良費を55万5,000円増額し、資本的支出の総額を10億8,805万4,000円に改めるもので、人件費の補正による増額でございます。

次に、予算書2ページの第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、説明をいたします。

職員給与費で、138万円を増額し、5,981万2,000円に改めるものでございます。

以上で、佐用町下水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第65号から議案第72号までの補正予算について、説明をさせていただきましたが、それぞれ、ご審議いただき、ご承認をいただきますように、よろしくお願ひ申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております、議案第65号から議案第72号までについては、9月17日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前11時15分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時16分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

-
- 日程第 22. 認定第 1 号 令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 23. 認定第 2 号 令和 6 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 24. 認定第 3 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 25. 認定第 4 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 26. 認定第 5 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 27. 認定第 6 号 令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 28. 認定第 7 号 令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 29. 認定第 8 号 令和 6 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 日程第 30. 認定第 9 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定について
 - 日程第 31. 認定第 10 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 22 に入りますが、日程第 22 から日程第 31 までについて一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 22、認定第 1 号、令和 6 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 31、認定第 10 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計決算の認定についてまでの 10 件を、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 10 号までの令和 6 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたいと存じますので、十分ご審議をいただきましますように、よろしくお願ひを申し上げます。

なお、金額につきましては、千円単位で申し上げたいと思います。

それでは、認定第 1 号、令和 6 年度佐用町一般会計決算から、説明を申し上げます。

まず、決算書 50 ページ、実質収支に関する調書をご覧いただきたいと思います。

歳入総額は 142 億 3,516 万 5,000 円。歳出総額は 141 億 1,535 万 4,000 円。歳入歳出差引額 1 億 1,981 万 1,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 1,267 万 1,000 円でございますので、実質収支額は 1 億 714 万円でございます。

実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 6,000 万円いたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧いただきたいと思います。

歳入につきまして、款ごとの収入済額について、説明をさせていただきます。

町税につきましては、20 億 987 万 7,000 円。

地方譲与税につきましては、1億9,673万3,000円。
利子割交付金につきましては、114万9,000円。
配当割交付金には、2,046万円。
株式譲渡所得割交付金につきましては、2,691万9,000円。
法人事業税交付金につきましては、3,854万5,000円。
地方消費税交付金につきましては、3億9,640万5,000円。
ゴルフ場利用税交付金につきましては、4,225万9,000円。
環境性能割交付金につきましては、3,120万3,000円でございます。
地方特例交付金につきましては、6,804万6,000円。
地方交付税につきましては、63億736万8,000円。
交通安全対策特別交付金につきましては、240万2,000円でございます。
分担金及び負担金につきましては、4,431万8,000円で、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。
使用料及び手数料につきましては、2億2,059万4,000円で、キャンプ場使用料、町営住宅使用料などでございます。
国庫支出金につきましては、10億3,461万3,000円で、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、地方創生臨時交付金などを受け入れております。
県支出金につきましては、12億3,420万6,000円で、農村漁村振興交付金や地籍調査事業委託金などでございます。
財産収入につきましては、7,765万4,000円で、高度情報通信網賃借料、各種基金の預金利子などでございます。
寄附金につきましては、6,421万1,000円で、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税などでございます。
繰入金につきましては、2億5,018万6,000円で、特別会計繰入金と基金繰入金でございます。
繰越金につきましては、5,419万3,000円でございます。
諸収入につきましては、3億3,297万円でございます。
町債につきましては、17億8,085万4,000円でございます。
次に、歳出でございます。7ページをご覧いただきたいと思います。
議会費につきましては、1億1,589万6,000円でございます。
総務費につきましては、17億9,102万8,000円。うち、総務管理費は、職員用パソコンの更新や地方創生臨時交付金を活用した事業などでございます。
民生費につきましては、31億1,537万7,000円。うち、社会福祉費は、国保・介護・後期高齢者医療特別会計への繰出金、障害福祉サービス事業などが主なものでございます。児童福祉費は、児童手当や乳幼児等医療費助成事業、保育園等の運営事業などでございます。
衛生費につきましては、6億6,644万6,000円。うち、保健衛生費は、各種予防接種委託料や、検診などの保健事業が主なものでございます。清掃費は、にしはりま環境事務組合負担金、クリーンセンター施設管理事業などでございます。
農林水産業費につきましては、22億585万6,000円。うち、農業費は、農産物処理加工施設整備工事、農業の担い手確保対策事業、農業基盤整備事業などでございます。林業費は、有害鳥獣駆除活動補助事業、町有林化事業などでございます。
商工費につきましては、2億9,581万1,000円で、観光駐車場整備事業や町商工会助成金、笹ヶ丘荘及び西はりま天文台公園特別会計への繰出金などでございます。
土木費につきましては、5億9,731万5,000円。うち、土木管理費は、急傾斜地崩壊対

策事業を実施。道路橋梁費は、道路・橋梁の新設改良や維持修繕事業などを実施いたしております。

消防費につきましては、5億4,354万3,000円で、西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費につきましては、14億3,224万4,000円。うち、小学校費及び中学校費は、学校管理・教育振興・通学対策事業を実施いたしております。社会教育費は、南光文化センター大規模改修事業や上月文化会館除却事業などを実施しております。保健体育費は、体育館や町民プールなどの社会体育施設、学校給食センターの管理運営などが主なものでございます。

公債費につきましては、16億7,048万円で、うち5億9,090万円は後年度負担の軽減を図るため繰上償還をいたしております。

諸支出金につきましては、16億6,235万5,000円で、簡易水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金と基金費でございます。

以上で、一般会計の決算の説明といたします。

次に、認定第2号、令和6年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額7,319万円、歳出総額7,318万5,000円で、差引額5,000円でございます。

では、歳入から説明いたしますが、財産収入につきましては、財産運用収入3,648万2,000円で、うち出資配当金が2,500万円、町有地である発電施設用地の賃貸料が1,148万2,000円でございます。

繰越金につきましては、4,000円。

諸収入につきましては、貸付金元利収入3,670万4,000円でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、7,318万5,000円を一般会計に繰り出ししております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第3号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額19億1,018万1,000円、歳出総額19億25万2,000円で、差引額992万9,000円でございます。

まず、歳入から説明いたしますが、国民健康保険税につきましては、3億836万5,000円。

使用料及び手数料につきましては、手数料9万4,000円。

国庫支出金につきましては、国庫補助金229万1,000円でございます。

県支出金につきましては、14億2,449万9,000円。うち、普通交付金が13億6,583万5,000円、特別交付金が5,866万4,000円でございます。

財産収入につきましては、14万円。

繰入金につきましては、他会計繰入金1億5,400万2,000円でございます。

繰越金につきましては、1,895万7,000円。

諸収入につきましては、183万2,000円。うち、延滞金、加算金及び過料は19万7,000円で、受託事業収入は38万5,000円、雑入は、125万1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、2,850万5,000円。うち、総務管理費が2,708万4,000円、徴税費は120万3,000円、運営協議会費は21万8,000円でございます。

保険給付費につきましては、13億5,927万1,000円で、療養諸費をはじめ各種保険給付

費に係るものでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、4億8,654万円。うち、療養給付費分は3億4,573万5,000円。後期高齢者支援金等分は1億891万6,000円。介護納付金分は3,188万9,000円でございます。

保健事業費につきましては、847万8,000円。うち、特定健康診査等事業費は727万1,000円。保健事業費は120万7,000円でございます。

基金積立金につきましては、財政調整基金積立金14万円でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金1,731万8,000円で、補助金・交付金等の精算に基づく返還金などでございます。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第4号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額3億6,506万9,000円、歳出総額3億5,637万円、差引額869万9,000円でございます。

では、歳入から説明いたしますが、後期高齢者医療保険料につきましては、2億5,241万5,000円。

使用料及び手数料につきましては、手数料1万5,000円でございます。

県広域連合支出金につきましては、311万4,000円で、後期高齢者の健康診査事業等に係る兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金1億105万3,000円でございます。

繰越金につきましては、622万2,000円。

諸収入につきましては、225万円。うち、延滞金、加算金及び過料は1万9,000円、償還金及び還付加算金は223万1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費976万5,000円であります。

保健事業費につきましては、284万7,000円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、3億4,212万4,000円であります。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金163万5,000円でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第5号、令和6年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額27億8,304万8,000円、歳出総額27億7,799万4,000円、差引額505万4,000円となっております。

まず、歳入より説明させていただきますが、保険料につきましては、介護保険料5億991万7,000円でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金1万8,000円。

使用料及び手数料につきましては、手数料2万3,000円。

国庫支出金につきましては、7億1,559万8,000円。うち、国庫負担金は4億6,757万8,000円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金2億4,801万9,000円で、調整交付金などでございます。

支払基金交付金につきましては、7億467万1,000円で、介護給付費交付金などでございます。

県支出金につきましては、3億9,966万5,000円。うち、県負担金は3億8,304万3,000円で、介護給付費負担金でございます。県補助金は1,662万2,000円で、地域支援事業交付金でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 25 万 9,000 円。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 4 億 4,460 万 8,000 円でございます。

繰越金につきましては、797 万 5,000 円。

諸収入につきましては、31 万 5,000 円。うち、延滞金、加算金及び過料は 6 万 6,000 円。雑入は 24 万 9,000 円でございます。

次に、歳出について、ご説明を申し上げますが、総務費につきましては、1 億 2,031 万 2,000 円でございます。うち、総務管理費が 1 億 1,100 万円で、人件費、電算システムに係る委託料などの事務費でございます。介護認定審査会費は 839 万 6,000 円で、主治医意見書等手数料などでございます。運営協議会費は 12 万 4,000 円。地域支援事業費は 79 万 2,000 円でございます。

保険給付費につきましては、24 億 9,139 万 3,000 円で、各種保険給付サービス費でございます。

地域支援事業費につきましては、6,845 万 5,000 円でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 4,360 万 4,000 円。一般介護予防事業費は 483 万 6,000 円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操などの介護予防事業などの経費でございます。包括的支援事業費は 831 万 9,000 円。任意事業費が 1,157 万 6,000 円で、食の自立支援事業、家族介護支援事業が主なものでございます。その他諸費は 12 万円でございます。

基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金 25 万 9,000 円でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 9,757 万 5,000 円で、還付金及び過年度分精算に伴う償還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についてのご説明をさせていただきます。

歳入歳出決算の総額は、歳入歳出ともに 408 万 6,000 円でございます。

まず、歳入でありますが、サービス収入につきましては、408 万 6,000 円でございますうち、予防給付費収入は 354 万 3,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は 54 万 3,000 円であります。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、一般会計への繰出金 408 万 6,000 円でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 6 号、令和 6 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

歳入総額 1 億 2,939 万 9,000 円、歳出総額 1 億 2,876 万 2,000 円で、差引額 63 万 7,000 円となっております。

まず、歳入でありますが、使用料及び手数料につきましては、使用料 694 万 1,000 円。

財産収入につきましては、財政運用収入 4 万 9,000 円で、基金の利子でございます。

繰入金につきましては、3,325 万円。

繰越金につきましては、33 万 8,000 円。

諸収入につきましては、雑入 8,882 万 2,000 円で、主なものは、天文台公園運営委託金、天文台施設運営事業負担金、ロッジ利用料などでございます。

次に、歳出について説明いたしますが、教育費につきましては、社会教育費 1 億 2,854 万 4,000 円で、人件費とグループ用ロッジや天文台の運営費でございます。

諸支出金につきましては、基金費 21 万 8,000 円でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 7 号、令和 6 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算についての提案のご説明を申し上げます

決算額は、歳入歳出とも 1 億 3,106 万 8,000 円でございます。

では、歳入から説明いたしますが、笹ヶ丘荘事業収入につきましては、7,552万5,000円。繰入金につきましては、一般会計繰入金5,551万円。

諸収入につきましては、3万2,000円でございます。

次に、歳出について、説明させていただきますが、笹ヶ丘荘費につきましては、1億3,106万8,000円で人件費、及び運営管理に伴う経費などでございます。

なお、令和6年度の施設利用客数は、宿泊者6,771人、食事1万5,540人、入浴6,270人、会議309人、合計2万8,891人で、利用者全体では、前年と比較して、952人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第8号、令和6年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額742万7,000円、歳出総額6,000円、差引額742万1,000円でございます。

まず、歳入から申し上げますが、繰越金につきましては、742万4,000円でございます。

諸収入につきましては、町預金利子3,000円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費6,000円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第9号、令和6年度佐用町簡易水道事業会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

まず、財政状況についてのご説明を申し上げます。

簡易水道事業会計決算書の1ページ、まず、収益的収入より説明をいたしますが、第1款、簡易水道事業収益につきましては、7億4,008万7,000円。うち、営業収益は4億5,641万1,000円で、水道使用料などでございます。営業外収益は2億8,367万5,000円で、他会計補助金や長期前受金戻入などでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款の簡易水道事業費用につきましては、7億7,395万4,000円。うち、営業費用は7億1,609万3,000円で、施設維持管理委託料や修繕料、光熱水費、人件費などでございます。営業外費用は3,742万8,000円で、企業債利息などでございます。特別損失は2,043万3,000円で、消費税及び地方消費税などでございます。

次に、3ページの資本的収入より説明をさせていただきます。

第1款、資本的収入につきましては、5億5,575万2,000円。うち、企業債は4億1,780万円。他会計出資金は1億1,801万2,000円でございます。他会計補助金は1,973万9,000円でございます。工事負担金は20万円となっております。

まず、資本的支出でございますが、第1款、資本的支出につきましては、10億8,020万7,000円。うち、建設改良費は4億4,418万3,000円で、水道施設の電気計装更新工事、水管管及び水管橋の更新工事などでございます。企業債償還金は2億3,602万4,000円で、償還金元金でございます。投資有価証券購入費は4億円でございます。

次に、5ページ損益計算書をご覧いただきたいと思います。

営業収益4億1,575万3,000円に対して、営業費用は6億9,042万2,000円で、営業損失は2億7,466万9,000円でございます。

また、営業外収益2億6,220万円に対して、営業外費用は3,807万9,000円で、営業外利益は2億2,412万1,000円でございます。

したがって、営業損失と営業外利益の差である経常損失は5,054万8,000円となり、その他特別損失2,043万3,000円を加えますと、当年度の純損失は7,098万1,000円でございます。

前年度繰越欠損金4億7,857万2,000円を加えた5億4,955万3,000円が当年度未処理

欠損金となりまして、7ページの欠損金処理計算書におきまして、当年度末残高として計上してございます。

次に、7ページ及び8ページの剰余金計算書をご覧いただきたいと思います。

令和6年度から簡易水道事業特別会計は地方公営企業法の財務適用に移行しましたので、当年度変動額は特別会計分の会計統合などによるものでございます。

資本金の前年度末残高 16 億 519 万 8,000 円は、会計統合及び一般会計出資金の受入れにより、処分後残高 30 億 8,851 万 5,000 円でございます。

資本剰余金合計の前年度末残高 2 億 1,400 万 7,000 円は、会計統合及び科目誤りによる修正により、処分後残高 2 億 5,015 万 9,000 円でございます。

利益剰余金合計の前年度末残高マイナス 4 億 7,857 万 2,000 円は、当年度純損失により、処分後残高マイナス 5 億 4,955 万 3,000 円でございます。

評価差額等合計の前年度末残高 406 万 2,000 円は、流動資産から固定資産への振替えによる有価証券評価差額金洗替及び有価証券を売った場合の評価損である有価証券差額金計上により、処分後残高マイナス 255 万 2,000 円でございます。

資本合計の前年度末残高 13 億 4,469 万 4,000 円は、会計統合などにより、処分後残高 27 億 8,656 万 9,000 円でございます。

次に、7ページ欠損金処理計算書をご覧いただきたいと思います。

会計統合により、固定資産等の見直しを行った結果、上月簡易水道分の資本剰余金を未処理欠損金に振り替えるものでございます。

資本剰余金の前年度末残高 2 億 5,015 万 9,000 円は、剰余金の処分等に関する条例第3条に基づきまして 9,570 万 9,000 円減額し、処分後残高 1 億 5,445 万円でございます。

未処理欠損金の前年度末残高 5 億 4,955 万 3,000 円は、剰余金の処分等に関する条例第3条に基づき 9,570 万 9,000 円増額し、処分後残高 4 億 5,384 万 4,000 円でございます。

なお、詳細につきましては、9ページからの貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、最後、認定第10号、令和6年度佐用町下水道事業会計決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、財政状況についてでありますが、下水道事業会計決算書の1ページ、まず、収益的収入より、説明をさせていただきます。

第1款、下水道事業収益につきましては、13億 2,072 万 3,000 円で、うち、営業収益は 3 億 2,655 万円、下水道使用料などでございます。営業外収益は 9 億 9,417 万 3,000 円で、他会計補助金や長期前受金戻入などでございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款、下水道事業費用につきましては、11 億 64 万 9,000 円。うち、営業費用は 9 億 5,462 万 4,000 円で、施設維持管理委託料や修繕料、光熱水費、人件費などでございます。営業外費用は 8,905 万 4,000 円で、企業債利息などでございます。特別損失は 5,697 万 1,000 円で、消費税及び地方消費税などでございます。

次に、3ページ、まず、資本的収入より説明いたしますが、第1款、資本的収入につきましては、5 億 5,221 万 3,000 円。うち、企業債は 2 億 650 万円。他会計出資金は 1 億 838 万 8,000 円でございます。国庫補助金は 2 億 3,600 万円でございます。加入金は 112 万 5,000 円、工事負担金は 20 万円でございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款、資本的支出につきましては、15 億 5,332 万 7,000 円。うち、建設改良費は 4 億 9,224 万 7,000 円で、建設改良に要するマンホールポンプ場改築工事、南光浄化センターの水処理・機器更新工事などでございます。企業債償還金は 5 億 6,108 万円で、償還金元金でございます。投資有価証券購入費は 5 億円でござ

います。

次に、5ページの損益計算書をご覧いただきたいと思います。

営業収益2億9,801万8,000円に対して、営業費用は9億2,264万2,000円で、営業損失は6億2,462万4,000円でございます。

営業外収益9億7,717万円に対して、営業外費用は9,655万2,000円で、営業外利益は8億8,061万8,000円でございます。

従って、営業損失と営業外利益の差である経常利益は2億5,599万4,000円となり、その他特別損失5,696万7,000円を加えますと、当期純利益は1億9,902万7,000円となり、8ページ利益剰余金として計上いたしてございます。

次に、7ページ及び8ページの剰余金計算書をご覧いただきたいと思います。

令和6年度から特定環境保全公共下水道事業及び生活排水処理事業特別会計は地方公営企業法の財務適用に移行しましたので、資本金等を精査したものでございます。

当年度末残高は、資本金45億7,630万円、資本剰余金合計5,620万4,000円、利益剰余金合計1億9,902万7,000円で、資本合計48億3,153万円でございます。

次に、7ページ剰余金処分計算書についてありますが、この剰余金処分計算書案が議決第60号「令和6年度佐用町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」で説明をいたしましたとおり、未処理分利益剰余金当年度末残高1億9,902万7,000円を全額「減債積立金」に積み立てるものでございます。

なお、詳細につきましては、9ページからの貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご清聴いただきたいと存じます。

以上で、下水道事業会計決算の提案の説明とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度の一般会計及び特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算の説明を全て、これで終わらせていただきますが、それぞれ、また、後ほど、監査委員のほうから監査報告をいただきますが、それぞれ十分に、ご審議いただき、認定いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にしております、認定第1号から認定第10号については、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号については、決算特別委員会を設置し、同委員会に付託することに決定しました。

日程第32. 決算審査報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第32、決算審査報告についてであります。

提案されました認定第1号から認定第10号までについては、監査委員による決算審査を受けておりますので、ここで代表監査委員より審査報告を受けます。

代表監査委員、中井幹夫委員。

[代表監査委員 中井幹夫君 登壇]

代表監査委員（中井幹夫君）　　ただ今、ご指名に預かりました代表監査委員の中井でございます。

本日は、皆様、今から審査の結果を報告いたしますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、決算審査の報告に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、議員各位におかれましては、町の振興発展のため、日々ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の皆様には、町民福祉の向上のために、献身的に取り組まれておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、令和6年度決算審査ですが、一般会計及び特別会計は、令和7年7月30日から8月5日の間に計4日間、また、簡易水道事業会計と下水道事業会計については6月26日に、金澤孝良議選監査委員と共に佐用町役場庁舎内において、審査を実施しました。

監査委員を代表して、今回の審査結果を報告いたします。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書ほか、各付属書類について、それぞれが関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数が正確であるか、予算は適正かつ効率的に執行されているか、などを主眼として、所管課職員から説明を受けるとともに諸帳簿と証拠書類の照合等を行いました。

審査の結果でありますが、審査に付された関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、決算審査意見の主なものを、審査のまとめとして27ページから29ページに記述しておりますので、かいつまんで、ご報告させていただきます。

まず、第1項、より効率的かつ効果的な事務事業の執行についてであります。

行政各分野でのデジタル化推進により、パソコン等機器のメンテナンス料、システム改修費が増大する傾向にあります。これらの経費については、その特殊性、専門性により、随意契約を結ばざるを得ない状況にあり、競争入札による市場価格競争の原理が持ち込みにくい状態です。

契約においては、緊急性、必要性、法令等改定時期、機器更新サイクル等よく検討し、過剰投資にならないよう留意しつつ、担当職員の専門的知識の習得についても積極的に取り組んでいただきたい。

本町の財政状況は県下でも特に安定していると言えます。基金残高も県内トップクラスにあり、各種財政指標も、おおむね良好です。

しかしながら、今後10年、20年先を見据えたとき、その額は十分とは言えません。特に昨今、人件費や物価高騰により維持管理経費は爆発的に増大しており、歳出は増加傾向にあります。

各種助成金や扶助費など恒常的な性質を持ち、かつ減額することが町民の生活に影響を及ぼす類のものは、安易にその財源を基金に求めるべきではないと考えます。

経費の節減を常とし、恒常的な支出にあっては恒常的な財源を確保したのち、効果的な事務事業の遂行に努めていただきたい。

佐用町は4町合併以降、行政組織の効率化に取り組み、適正化計画の目標とする職員数250人を平成30年度には達成しており、効率的な組織運営がなされていますが、新規職員

の採用が計画どおり進んでいない、この現状は深刻です。

佐用町の魅力とともに町職員の仕事の魅力についてもアピールして、職員の確保に努めていただきたい。

次に、第2項、子育て・教育環境の充実、ひきこもり支援推進についてであります。

国の方針もあり、児童手当の支給対象の拡大、所得制限の撤廃、第3子以降の増額など、子育て世帯への支援の充実に取り組んだことを評価します。

乳幼児においても本年度は1ヵ月児健診助成等支援を拡大しており、引き続き、子育て世帯の精神的、経済的支援を積極的に充実させていただきたい。

義務教育の現場においては、「佐用町型連携教育」として、小小連携、小中連携、中中連携など、学校間連携により少人数学校のデメリットの解消に努め、一定の成果を得たことを評価します。

学校統合により、地域との関係性も希薄になっている現在、教職員やPTA任せで学校運営を行うことは、ますます困難になっており、地域との連携強化を今一度見直す時期になっていると思われます。

コミュニティスクールの設置は、これらの問題解決に有効と考えられ、義務教育を社会全体で支えるシステムの構築と住民意識の醸成が今後の課題です。

ひきこもり支援については、令和3年度に実施した実態把握調査で把握し、支援世帯との連携に努めてきました。本年度は居場所づくり事業を実施し、ひきこもりに至る前の段階で、事態の深刻化を防ぐ取組に注力したことを評価します。引き続き、きめ細やかな支援の継続をお願いしたい。

次に、第3項、観光・地域振興と文化財の保存・活用についてであります。

観光分野については、「幸せの黄色いまち佐用町」を合言葉に、桜まつりや南光ひまわり祭りなどで町外に向けPRを積極的に行いました。

南光自然観察村については、サウナ設置や広域イベントなど積極的な事業展開を図り安定的な経営状態にありますが、ひまわりイベントなど他の市町と競合する問題やキャンプブームの下火が懸念されるなど、社会情勢が変化してゆく中、いかに継続的に佐用町の魅力を発信していくかが今後の課題です。常に最新の情報を収集し、最新のトレンドに沿った事業展開を期待します。

平福地区には道の駅宿場町ひらふく、川端風景及び利神城跡といった、町内随一の観光コンテンツが集約されおり、多額の公共投資も行っています。本年度は大型観光駐車場も整備され、受け入れ態勢も整い、佐用町の観光拠点として新たなスタートを切ることができました。

しかしながら、町外からの集客、インバウンドの取込みを考えると平福地区だけでは十分とは言えず、現在調査中の上月城跡、三日月藩陣屋館などの歴史文化資産に皆田和紙、佐用もち大豆、ホルモンうどん等の各地域の特産品を絡めた新たな観光ビジネスモデルの構築と、それを支える産業振興及び人材の育成を早急にお願いしたい。

次に、第4項、将来にわたり安全で快適に暮らせるまちづくりについてであります。

広大な町域を有する佐用町においては、生活道路の整備は地域活性化の根幹です。町道の総延長は約693キロメートル、1,813路線に及び、未舗装道路も多く、人家の少ない区間も多いため画一的な整備は難しいと思われますが、住民が基幹公共施設や教育施設、及び商業施設へのアクセスに支障をきたすことのないよう、維持管理と合わせて計画的な整備をお願いしたい。

町民の生活に直結する上下水道事業は公営企業会計化に伴い、それぞれの事業会計に10億円ずつ内部留保金を確保しています。しかしながら、内部留保金も将来を保証するほどのものではなく、料金値上げ時の一時的な緩和策に必要な財源程度と思われます。物価高

騰による維持管理経費や設備更新費用の増大、さらには受益者人口の減少も相まって、将来的に料金の値上げが確実視されています。より一層の施設の集約と効率的な維持管理運営システムの構築について、今のうちから検討を進めていただきたい。

公共交通については、JRローカル線の存続問題が全国的に提起されるなか、佐用町は沿線自治体と連携し、継続して姫新線利用促進事業に取り組んでいます。将来にわたって公共交通の基盤となる鉄道路線を維持していくため、大学生等通学定期購入助成制度などの利活用推進策を積極的に展開し、JR姫新線の存続を第一目標として取り組んでいただきたい。

最後に、議会及び行政当局の皆様には、佐用町第二次総合計画にもあります、「希望と誇りと元気を持てるまち」実現のために、持続可能な財政運営に、さらなるご尽力をお願いして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

議長（千種和英君） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午後00時09分 休憩

午後00時10分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第33. 同意第3号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることがあります。

議長（千種和英君） 続いて、日程第33、同意第3号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることがありますについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵溢町長。

[町長 庵溢典章君 登壇]

町長（庵溢典章君） 失礼します。お昼時間になったんですけども、ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

あと1件だけ、公平委員について提案をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ただ今、上程いただきました同意第3号、佐用町公平委員会委員の選任につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、平成25年12月2日から、佐用町公平委員会委員としてご尽力賜っております前川福美氏でございますが、本年12月1日の任期満了をもって、勇退されることとなりました。

後任の公平委員会委員に浅野淳子（あさの じゅんこ）氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和7年12月2日から令和11年12月1日までの4年間でございます。
ご同意をいただきますように、どうぞ、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。本案件については、本日即決とします。
この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。
同意第3号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第3号は、同意することに決定しました。

日程第34. 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議長（千種和英君） 次の日程第34は、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてであります。

この件については、8月6日付で佐用町選挙管理委員会委員長より、任期満了により選挙を行うべき事由が発生した旨の通知を受けております。よって、本日の会議で、選挙を行うものであります。

任期につきましては、令和7年12月2日から令和11年12月1日までであります。
ただ今から、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

続いて、お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

まず、選挙管理委員には、藤木 卓君、小林隆俊君、鎌井千秋君、幸田和彦君、以上の4名を。次に、補充員として、1番、岩本弘美君。2番、福本秀基君。3番、西本和彦君。

4番、桑田淑恵君。以上の4名を指名します。

ここで、指名した諸君の名簿等の配付のため、しばらく休憩します。

午後00時14分 休憩

午後00時15分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りします。ただ今、議長において指名した諸君を、選挙管理委員及び同補充員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名を受けた選挙管理委員4名及び同補充員4名の方が、当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただ今議長が指名した順にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決定しました。

日程第35. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（千種和英君） 続いて、日程第35、特別委員会の設置、及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和6年度佐用町一般会計及び7つの特別会計、佐用町簡易水道事業会計及び佐用町下水道事業会計の決算審査のため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第36. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（千種和英君） 続いて、日程第36に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長の人選については、先の全員協議会において協議され、決定されていますので、議長より氏名を発表します。

佐用町議会、決算特別委員会委員長に平岡きぬゑ議員。副委員長に森脇裕和議員。

以上の両議員が、決算特別委員会の委員長、及び副委員長に選任されました。よろしく

お願いします。

日程第37. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて、日程第37、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後00時17分 休憩

午後00時20分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

議長（千種和英君） 午前中に質疑を中断しておりました日程第7、報告第7号、株式会社元気工房さようの事業報告についての質疑を、これより再開したいと思います。
机上に訂正後の資料が配付されておりますので、当局の説明を求めます。
井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたしました。

3の令和6年度決算書の(2)損益計算書の部分につきまして、当初、配付させていただいておりました議案書のほうには経費を三角で表示しておりますが、それがかえって分かりにくいということですので、集計した結果でマイナスになる場合、赤字になる場合のみ三角の符号をつけさせていただき、経費と収益、その差については、それぞれの言葉の表現で読み取っていただきたいということで、修正させていただきましたので、よろしくご確認をお願いいたします。

以上です。

議長（千種和英君） 以上で、当局の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（千種和英君） ないようですので、これで質疑を終結します。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため、明日9月2日から9日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定しました。

なお、次の本会議は9月10日火曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、
ご承知おきください。

最後に決算特別委員会、平岡きぬゑ委員長から、挨拶を受けたいと思います。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） 先ほど、本会議の中で決算特別委員会の委員長に、私、平岡と副委員長に、

決算特別副委員長（森脇裕和君） 副委員長の森脇です。よろしくお願いします。

決算特別委員長（平岡きぬゑ君） で、進めさせていただきます。

明日、午前9時から委員会を開会しますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（千種和英君） よろしくお願いします。

平岡きぬゑ委員長の挨拶は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後00時24分 散会